

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和32年12月16日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	沼田市	職員数* (H19. 4. 1現在)	4人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	21 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,047
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.524
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	20.0 (H19)
		経常収支比率* (%)	104.7 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年2月13日 合併前市町村：沼田市・白沢村・利根村] 合併と同時に、沼田市、白沢村及び利根村の簡易水道事業特別会計を統合した。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	沼田市長 星野 已喜雄
既存計画との関係	集中改革プラン(平成17年度～21年度)公営企業経営健全化計画(平成19年度～28年度)
公表の方法等	広報・市HP・市議会常任委員会
基本方針	本市には22簡水が存在し県内で最も多数の簡易水道を有している。各簡易水道は昭和30年代を中心に地域の住民により自主設立された経過から、地理地形的要因等によって給水人口に大きな差があり、料金等にも格差が生じている状態にあるが、地域差等を考慮しても、なお一定以上の開きのある場合には料金の見直しを検討する必要があり料金見直しに当たっては上水道料金も考慮した上で統一を図るものとする。 経営改善については民間の経営手法の導入策として、平成18年度より13簡易水道において指定管理者制度による協定を締結し、経費の削減に努めている。現在、残り9簡水を職員4名が直営にて対応しているが将来的には、更に指定管理者制度導入を拡大し、経費の削減や職員数の減を図るものとする。 経営の実態については事業収入に比較し、建設改良費等の資本的支出が多額に上がっている。しかしながら安全で安定した水道水の供給を図るためには、老朽管等の施設改修などの建設事業は不可欠であることから各簡易水道事業収入に見合った年次計画を策定し、効率的かつ経済的に事業を推進する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		23	5	28
	補償金免除額		5	1	6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債		22,909	4,524	27,433
合 計 (A)			22,909	4,524	27,433
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			22,909	4,524	27,433

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	本市には22簡水が存在し、県内で最も多数の簡易水道を有している。各簡易水道は昭和30年代を中心に地域の住民により自主設立された経過から、地理地形的要因等によって給水人口に大きな差があり、料金等にも格差が生じている状態にある。また、近年の経済低迷や節水意識の定着により水需要が年々低下しており、料金収入も減少傾向にある。一方、「安全で安定した給水」のためには管路を主とする水道施設は順次更新が必要であり、そのためには多額の費用が必要となっている。
経営課題	課 題 ① 料金水準の適正化 各簡易水道により料金体制に地域差以上の差がある。また、上水道とも格差があるため、将来的には上水道料金も考慮した料金の見直しや統一を図る必要がある。
	課 題 ② 定員管理の適正合理化 平成18年度より職員を1名削減し4名となっている。平成20年度以降の組織体制改革により、更なる人員削減を図る。
	課 題 ③ 維持管理費の削減 材料や薬品等類似団体の単価状況の情報を収集し入札、一括購入により経費の削減を図る。 水質試験委託先の選定等により委託経費の削減を図る。
	課 題 ④ 指定管理者制度の導入 22簡水の内9簡水にて平成18年度より指定管理者制度を導入し、経費の削減を図っており、残り12簡水を職員4名にて対応している。将来的には、指定管理者制度の導入を拡大する。
	課 題 ⑤ 小規模簡水の統合 経営効率化に向けては、小規模簡水の統合も必要と考えるが、設立の経緯や地理的条件等、容易に解決出来ない事情が多く、難航が予想される。
留意事項	経営健全化に向けた経営課題は多いが、「水の安定供給」のため老朽管等の施設改修などの建設事業は不可欠である。建設事業については、各簡易水道事業収入に見合った年次計画を策定し、効率的かつ経済的に事業を推進する必要がある。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給水水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	319	322	308	341	341	365	351	362	349	345	
		(1) 営 業 収 益 (B)	259	297	257	273	284	274	280	279	278	290	
		ア 料 金 収 入	256	256	245	262	259	251	260	260	259	273	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	3	34	0	11	25	23	20	19	19	17	
		ウ そ の 他	0	7	12	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 営 業 外 収 益	60	25	51	68	57	91	71	83	71	55	
		ア 他 会 計 繰 入 金	60	25	49	66	52	87	67	79	67	51	
	イ そ の 他	0	0	2	2	5	4	4	4	4	4		
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	276	299	293	289	272	284	264	263	245	239	
		(1) 営 業 費 用	243	267	262	257	239	251	232	228	216	212	
		ア 職 員 給 与 費	33	33	37	42	31	32	32	32	32	24	24
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	210	234	225	215	208	219	200	196	192	188	
		(2) 営 業 外 費 用	33	32	31	32	33	33	32	35	29	27	
		ア 支 払 利 息	33	32	31	32	33	33	32	35	29	27	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	43	23	15	52	69	81	87	99	104	106		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	121	162	269	102	173	137	110	47	41	40	
		(1) 地 方 債	21	66	135	77	146	108	83	20	15	15	
		(2) 他 会 計 補 助 金											
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(6) 工 事 負 担 金	7	5	0	9	9	8	8	8	8	7	
		(7) そ の 他	89	84	134	16	18	20	19	19	18	18	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	126	177	299	174	241	218	197	146	145	147	
		(1) 建 設 改 良 費	89	139	261	137	205	176	134	105	100	95	
		ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	37	38	38	37	36	43	63	41	45	52	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
		(5) そ の 他											
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-5	-15	-30	-72	-68	-81	-87	-99	-104	-106		

収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	38	8	-15	-20	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	32	2								
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	23	29	35	20	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	29	35	20	0	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	29	35	20	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	101.9	95.5	93.1	104.6	110.6	111.8	107.2	119.1	120.4	118.8
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	256	263	257	262	259	251	260	260	259	273
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	828	855	952	993	1,102	1,168	1,187	1,166	1,136	1,100
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	828	855	952	993	1,102	1,168	1,187	1,166	1,136	1,100
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	60	25	49	67	52	87	67	79	67	51
うち基準内繰入金	17	16	7	16	17	17	16	17	15	13
うち基準外繰入金	43	9	42	51	35	71	50	61	53	38
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	43	9	42	51	35	71	50	61	53	38
資 本 的 収 支 分	53	58	122	16	18	20	19	19	18	18
うち基準内繰入金	18	19	8	16	18	20	19	19	18	18
うち基準外繰入金	35	39	114	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	35	39	114	0	0	0	0	0	0	0

(単位:百万円)

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	83.1	85.3	70.6	83.2	92.0	83.8	85.4	91.6	97.0	101.3	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	92.2	87.3	85.1	95.3	99.9	101.5	97.7	106.8	109.4	108.7	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	18.8	7.8	15.9	19.6	15.2	23.8	19.1	21.8	19.2	14.8
	うち基準内繰入金 (%)	5.3	5.0	2.3	4.7	5.0	4.7	4.6	4.7	4.3	3.8
	うち基準外繰入金 (%)	13.5	2.8	13.6	15.0	10.3	19.5	14.2	16.9	15.2	11.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	13.5	2.8	13.6	15.0	10.3	19.5	14.2	16.9	15.2	11.0
	資本的収入分 (%)	43.8	35.8	45.4	15.7	10.4	14.6	17.2	40.5	44.4	44.9
	うち基準内繰入金 (%)	14.9	11.7	3.0	15.7	10.4	14.6	17.2	40.5	44.4	44.9
	うち基準外繰入金 (%)	28.9	24.1	42.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの (%)	28.9	24.1	42.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・各簡易水道において地理地形的要因により格差があり、また上水道とも格差があるため、将来的には上水道料金を基本とした料金の見直しや統一を図る。 ・給水人口減に伴う事業収入の減が見込まれる中で、老朽化施設の更新に係る費用等を考慮した料金設定が必要。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・料金の大幅な増収が見込めないことから、建設事業費の抑制に努め、更に繰上げ償還の財源確保を図る。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・資産売却を見込める休遊地等は所有しておらず、大規模投資の計画は無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・起債や一般会計からの繰入金に頼った建設事業を見直し、効率的かつ各簡易水道事業収入に見合った事業の計画・実施を行なうものとする。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	課題②定員管理の適正合理化 集中改革プランでは、平成17年度から平成21年度までに一般会計と公営企業全体で25名の削減を目標としている。簡易水道事業においては、平成14年度5名であった職員を平成18年度に1名減員し、さらに平成22年度に1名の減員を行い、人件費総額の抑制を図る。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	課題②定員管理の適正合理化 平成17・18年度の2年間に、普通会計で19名の減となり、集中改革プランの平成17年度～平成21年度の5年間で25人(▲4.6%)以上減、合併後の新市建設計画の合併後10年間で70人以上減の削減目標を上回るペースで職員数の純減が進んでいる。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年度から国の行政職俸給表(一)を導入し、枠外昇給を廃止するなど、国同様の給与構造改革を推進している。地域手当については、国の対象地域とはなっていないため支給していない。特殊勤務手当については、平成19年度より13業務から9業務に削減したが、「有害鳥獣捕獲等作業手当」「清掃等作業手当」「下水道施設作業手当」については、国に準拠していない。「有害鳥獣捕獲等作業手当」は、地域の特殊性により必要であるため見直す予定はない。他の2手当については、業務委託の進行状況により見直しを行う予定である。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職の給与水準については、国の行政職俸給表(一)で運用していることもあり、現在のところ国よりも高い水準にある。今後は、国の行政職俸給表(二)相当への見直しを実施していく予定であり、平成19年度中に見直しの取組方針を策定する予定である。現行の給与水準との調整など困難な点もあるが、平成19年1月1日から昇格基準を見直すことにより中・高年層の水準を抑制するなど段階的な調整を行っている。また、民間と比較した平成19年度の給与情報の公表については、平成20年3月末を予定している。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	普通退職、勸奨退職とも退職者特別昇給制度は平成18年4月1日に廃止している。なお、支給制度については、退職手当組合に加入しており、国の制度に準拠している。
◇ 福利厚生事業のあり方	職員互助組織への公費助成については、検討を重ねてきた経過があり、現在は職員互助組織が行う人間ドック費用への助成に限定して行っている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題③維持管理費の削減 水道法の改正により水質試験実施項目がより細分化され、手数料が増額となった。水質試験委託先の選定等により委託経費の削減を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題④指定管理者制度の導入 市営22簡水の内、13簡水にて指定管理者制度を導入し、経費の削減を行っており残り9簡水を職員4名にて対応している。将来的には、更に指定管理者制度導入を拡大し、職員数の減に努める。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題①料金水準の適正化 各簡易水道により料金体制に地域差以上の差がある。また、上水道とも格差があるため将来的には、上水道料金も考慮した料金の見直しや統一を図る。 ・人口減に伴う事業収入減、老朽化施設の更新に係る費用等を考慮し料金の値上げ等が必要。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	広報・市HP等による情報の公開にて周知を行なう。 平成15年度に市として事務事業評価システムを導入し、事務事業の有効性・即効性・経済性などの視点に立ち客観的に分析を行ってきたが、その手法や活用方法について更なる検討を行う。
5 その他	課題③維持管理費の削減 ・材料や薬品等類似団体の単価状況の情報を収集し入札、一括購入により経費の削減を図る。 ・水質試験委託先の選定等により委託経費の削減を図る。 ・契約電力の見直しにより動力費等の節減に努める。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度の導入による職員数の減、組織のスリム化に努める。 ・ 業務の計画的推進により時間外勤務の抑制に努める。 ・ 若年職員の配置による人件費の抑制。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易水道事業収入に見合った建設事業を行なう事により、財源を確保する。 ・ 職員数の見直しや料金改定等により財源を確保する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他（維持管理費の削減）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料や薬品等類似団体の単価状況の情報を収集し入札、一括購入により経費の削減を図る。 ・ 水質試験委託先の選定等により委託経費の削減を図る。 ・ 契約電力の見直しにより動力費等の節減に努める。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率											5.0%	
	改善額(料金の適正化)※1											13,072	13,072
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化					31,362		31,616	31,616	31,553	23,617	23,570	
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額						0	-254	-254	-191	7,745	7,792	14,838
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	5	5	5	5	4		4	4	4	3	3	
	増減数(人)	0	0	0	0	-1		0	0	0	-1	0	
4	維持管理費等					208,350		219,471	200,000	196,000	192,080	188,238	
	改善額(適正化)						0	-11,121	8,350	12,350	16,270	20,112	45,961
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減												
	企業債現在高	827,782	855,381	952,142	992,732	1,101,909		1,167,794	1,187,293	1,166,378	1,136,456	1,099,969	
	増減	-6,093	27,599	96,761	40,590	109,177		65,885	19,499	-20,915	-29,922	-36,487	
	計画前5年間改善額 合計						0						73,871
	改善額 合計												5,861
	(参考) 補償金免除額												5,861

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	25,306	25,666	24,679	24,679	24,430	24,430	24,430	24,430	24,430	24,430
年間総有収水量(千m ³)	3,212	3,223	3,226	3,226	3,248	3,250	3,257	3,268	3,275	3,283
公称施設能力(m ³ /日)	10,802	11,096	10,437	10,437	11,480	11,480	11,480	11,480	11,480	11,480
1日最大配水量(m ³ /日)	13,067	13,232	12,843	12,843	12,219	12,648	12,582	12,496	12,588	12,568
最大稼働率(%)	121.0%	119.3%	123.1%	123.1%	106.4%	110.2%	109.6%	108.8%	109.6%	109.5%
供給単価(円/m ³)	79.22	79.50	76.07	81.11	79.71	77.43	76.71	77.01	76.84	80.48
給水原価(円/m ³)	85.46	82.87	98.03	87.82	76.87	82.33	81.04	73.60	70.86	71.35

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

本市には市営22簡水の他、組合営による9簡水(小水道含む)が存在し、簡易水道の統合については、歴史的経過や地域特性などから困難を極めるが、経営の効率化による安定した水道事業体を築くため、平成21年度までに検討体制を整え平成23年6月までに市営簡水を優先とした上で結論を取りまとめる。